

平成31年第4回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 平成31年4月25日
- ・ 会場 深谷公民館・生涯学習センター大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	平成31年4月25日	開会場所	深谷公民館・生涯学習センター大会議室		
開閉の日時 及び宣言者	開 会	平成31年4月25日(木)	午後	4時00分	議長
	閉 会	平成31年4月25日(木)	午後	5時00分	議長
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	摘要	議席番号	氏 名	摘要
1	吉田 光雄	出	21	森谷 敬治	出
2	柴崎 安雄	出	22	茂木 忠男	出
3	飯野 健彦	出	23	瀬山 郁三	出
4	安藤 已喜夫	出	24	川田 敏光	出
5	竹内 章公	出	1	井田 貢	出
6	岡 潔	欠	2	橋本 登	出
7	野邊 美佐子	出	3	大澤 敏道	出
8	久保 行弘	出	4	蛭川 登	出
9	塚原 勝美	出	5	柳 一男	出
10	塚越 石夫	出	6	須藤 和彦	出
11	新井 眞一	出	7	橋本 繁穂	出
12	丸山 佐知子	出	8	澁澤 隆之	出
13	栗田 裕可	出	9	塚原 昇	出
14	福島 明	出	10	秋山 務	出
15	木村 英昭	出	11	尾熊 博章	出
16	森 秀樹	出	12	根岸 邦治	出
17	長谷川 美智子	出	13	飯野 篤己	出
18	設楽 弥栄子	出	14	大澤 慶三	出
19	持田 實	欠	15	石塚 保	出
20	新井 美津子	出	16	柴崎 立志	出
説 明 者	事務局長	石川 博			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
	農地係主査	坂本 善雄			
	農地係主任	中島 寛			
	農地係主事	清水 周平			
参 与	産業振興部 部長	飯野 勇人			
	産業振興部 次長	佐藤 靖彦			
	農業振興課 課長	葦塚 洋明			
	農業振興課 係長	福地 孝明			
	農業振興課 主任	初山 擁也			
	農業振興課 主事	稲葉 雅哉			

深谷市農業委員会総会日程

平成31年4月25日(木) 午後4時から
深谷公民館・生涯学習センター 大会議室(1階)

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 19 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 20 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 21 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 22 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出(農業用施設)に対する専決処分について
- 5) 報告第 23 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 6) 報告第 24 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
- 7) 報告第 25 号 農地の改良に係る届出について
- 8) 議案第 22 号 農用地利用集積計画の決定について
- 9) 議案第 23 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 10) 議案第 24 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 11) 議案第 25 号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消申請承認について
- 12) 議案第 26 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 13) 議案第 27 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 14) 議案第 28 号 農用地利用配分計画に対する意見について

5. 閉 会

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	開会	局 長	それでは、ただ今から、平成31年第4回深谷市農業委員会総会を開催いたします。
	欠席委員の報告	局 長	まずはじめに本日欠席委員の報告をいたします。 議席番号 6番、19番の委員でございます。 従いまして、委員24人中 22人が出席ですので、 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 総会は成立しておりますことを報告します。
	議長の選出	局 長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長 となる旨、規定されているため、安藤会長にお願いいたします。
	議事録署名人の署名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 先ず、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号22番、議席番号23番の以上2名を指名いたします。 よろしくお願いいたします。
進 行 状 況	報告第19号 「農地法第18条第6項の 規定による通知について」	議 長	それでは、議事を進めさせていただきます。 報告第19号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 から、報告第24号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の 発行について」までを一括して議題とします。 事務局の報告を求めます。
	報告第20号 「農地法第3条の3第1項 の規定による届出に対する 専決処分について」	事務局	「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」で ございます。 農地法第18条第6項の規定による解約の通知があった ので報告します。 貸主、借主、合意に基づきまして、解約されたものでございます。 【報告第19号整理番号1番を議案書をもとに朗読】
	報告第21号 「農地法第3条の3第1項 の規定による届出に対する 専決処分について」	事務局	次に報告第20号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出 に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規定により専決処分したので、 報告します。 こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1 号ロで規定されております社団法人埼玉県農林公社が農地の 売買等により農地を取得する場合、届出により事務を進めることが できるものでございます。 報告第20号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出 に対する専決処分について」は、以上2件です。
		事務局	次に報告第21号「農地法第3条の3第1項の規定による届出 に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規定により専決処分したので、 報告します。 こちらは、相続に対する届出となります。 報告第21号「農地法第3条の3第1項の規定による届出 に対する専決処分について」は、以上10件です。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行	報告第22号 「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出(農業用施設)に対する専決処分について」	事務局	次に報告第22号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出(農業用施設)に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、ご報告します。 これにつきましては、農地に敷地面積200㎡未満の農業施設を建築する場合に届出を行うものです。 報告第22号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出(農業用施設)に対する専決処分について」は、以上1件です。
	報告第23号 「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」	事務局	次に報告第23号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、ご報告します。 これにつきましては、市街化区域内において、農地の所有権移転や賃貸借等、権利の移転や設定を伴う転用でございます。 報告第23号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」は、以上7件です。
	報告第24号 「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」	事務局	次に報告第24号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、ご報告します。 これにつきましては、農地等(等は採草放牧地を含むため)についての贈与税または相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるため、証明書の発行をするもので、3年ごととなっております。 報告第24号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」は、以上1件です。
状 況	報告第25号 「農地の改良に係る届出について」	議 長	次に、報告第25号「農地の改良に係る届出について」を議題とします。 事務局の報告を求めます。なお、本件は農地改良でありますので、指導委員の推薦を併せてお願いします。
		事務局	それでは、報告第25号「農地の改良に係る届出について」でございますが、こちらにつきましては、1,000㎡未満の農地改良を行う場合でございます。深谷市農地の改良に関する指導要綱に基づきまして実施されるものでございます。 整理番号1番です。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、改良方法の説明)工事期間は、平成31年4月26日から平成31年5月25日までとなっております。なお、改良後は、野菜・果物の苗の作付けを行うこととなっております。 指導委員につきましては、議席番号7番 議席番号19番を指名させていただきます。
議 長			ありがとうございました。ただいま事務局より説明のありました報告第19号から報告24号につきましては、専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議		議 長	<p>整理番号2番です。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、改良方法の説明) 工事期間は、平成31年4月26日から平成31年5月25日まで となっております。なお、改良後は、野菜・果物の苗の作付けを 行うこととなっております。 指導委員につきましては、議席番号7番 議席番号19番 を指名させていただきます。</p> <p>本件は、専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。続いて、農地改良指導委員を指名いたします。 整理番号1番、2番につきましては、議席番号7番 議席番号19番を 指名いたします。 以上、指名いたしました委員におかれましては、指導をよろしく お願いします。</p>
進 行 状 況	議案第22号 「農用地利用集積計画の 決定について」	議 長 事務局	<p>次に、議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」を 議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」 でございます。 こちらにつきましては、利用権設定等促進事業として農業経営 基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙の農用地利用集積 計画(案)について同計画の決定を求めるものでございます。</p> <p>本日の総会において計画が決定されますと、平成31年5月 10日に公告することにより、平成31年6月1日から利用権が設定 されます。</p> <p>【議案書を朗読し、利用集積計画概要表の内容を説明】</p> <p>それでは、15ページの計画概要について説明いたします。 詳細につきましては、次の16ページから32ページにございま すので、ご参照ください。 また、別添資料に「借受人別内訳」がございしますので 併せて ご参照ください。 今回の申し出は、新規、再設定になります。 合計 36件 100,319㎡ また、 借手 27名、貸手 35名、筆数 79筆の設定となります。 なお、整理番号34番から36番につきましては、後に出てまいり ます議案第28号に関連する農地中間管理事業に関するもので ございまして、これらにつきましては、事務手続きの関係上、利用 権の始期が7月1日からとなっております。 利用集積概要の説明は以上でございます。ご審議をお願いします。</p> <p>ここで、議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」の 議題の内、整理番号10番につきましては、議席番号24番に関す る案件、議題の内、整理番号23番につきましては、議席番号9番 に関する案件、議題の内、整理番号36番につきましては、議席番 号16番に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31 条の規定に基づき、議席番号9番、議席番号16番、議席番号24 番には暫時退室願います。</p> <p>(各委員退室)</p> <p>議 長 それでは、整理番号10番、23番、及び36番の件に関して 審議いたします。この件に関し、質疑はございますか。</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進		議 長	(委員より「質疑なし」との声) 「質疑なし」との声があるため、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声) 「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
		議 長 事務局	各委員の入室をお願いします。 (各委員の入室)
行 状 況	議案第23号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	次に、ただいま審議いたしました以外の案件について、一括審議いたします。 この件に関して質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声があるため、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声) 「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
		議 長	次に、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」で ございます。 これにつきましては、農地を農地として売買、所有権移転する場合 でございます。本日の総会において承認いただきますと、本日付けで、 当農業委員会で許可するものでございます。 今月の議案は 2件でございます。
			【議案第23号、1番から2番を議案書をもとに朗読】
		事務局	整理番号1番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明)
			譲り受けの理由は、申請地を取得し、露地野菜の生産向上を行う ということで、申請が上がっております。
		事務局	整理番号2番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明)
			譲り受けの理由は、申請地を取得し、飼料作物の生産向上を行う ということで、申請が上がっております。
		事務局	3条許可申請につきましては、以上2件でございます。 畑2筆、1, 996㎡でございます。 なお、3条申請につきましては、耕作すべき農地が効率的に利用

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況			<p>されていること、周辺の農地に影響がないことの確認としまして、申請に係る農地について4月12日に議席番号16番、議席番号17番、議席番号18番、9番の農地利用最適化推進委員及び事務局職員で現地確認を行いましたことを併せて報告させていただきます。3条許可申請についての説明は以上です。ご審議をお願いします。</p>
		議 長	<p>ただいま、事務局から説明のありましたとおり、現地調査に同行していただきました委員の代表として、議席番号16番、及び議席番号18番の委員に意見ををお願いします。</p>
		議 長	<p>それでは初めに議席番号16番をお願いします。</p>
		16番	<p>平成31年4月12日に、私と 9番の農地利用最適化推進委員と局職員で、3条申請に係る農地の現地確認を行いました。整理番号1番の譲受人の経営地につきましては、すべて耕作□が行われておりました。また、申請地につきましても、特に問題ありませんでした。 現地確認の結果、以上 1件 につきましては、農地の 効率的な利用が図られるものと判断し、委員の 意見 といたします。</p>
		議 長	<p>議席番号16番ありがとうございました。 続きまして、議席番号18番をお願いします。</p>
		18番	<p>平成31年4月12日に、私と議席番号17番と事務局職員で、3条申請に係る農地の現地確認を行いました。整理番号2番の譲受人の経営地につきましては、耕作が行われておりました。 現地確認の結果、以上 1件 につきましては、農地の 効率的な利用が図られるものと判断し、委員の 意見 といたします。</p>
		議 長	<p>ありがとうございました。 ただいま、現地調査に同行いただいた委員から意見をいただいた本件について、一括審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>「質疑なし」の声があるため、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
		議 長	<p>「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。</p>
			<p>議案第24号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」</p>
		事務局	<p>議案第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」でございます。 こちらの件につきましては、本日の総会で承認されますと、深谷市へ進達を行い、深谷市で審査及び処理をしたのち、来月中旬頃を目途に深谷市長名で許可となる見込みであります。 別添資料がございますので、合わせてご覧ください。</p>
		事務局	<p>整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 昭和38年頃から農家住宅敷地の一部として利用してきま</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		議 長	<p>したが、手続き未了であったため改めて申請を行うものでございまして、既存の宅地部分を含めた全体面積は、2,020.15㎡でございます。</p> <p>議案第24号の説明は以上でございます、ご審議をお願いします。</p> <p>ただいま事務局より説明のありました、議案第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」、審議します。この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質議なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声があるため、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。</p>
	議案第25号 「農地法第5条第1項の 規程による許可の取消申請 承認について」	議 長	<p>次に、議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消申請承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 議案第25号「農地法第5条第1項の規程による許可の取消申請承認について」でございます。</p> <p>こちらにつきましても、本日の総会で承認されますと、深谷市へ進達を行い、深谷市で審査及び処理をしたのち、来月中旬頃を目途に深谷市長名で許可となる見込みであります。</p> <p>事務局 整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明)</p> <p>こちらにつきましては、平成30年第12回議案第75号整理番号5番にてご審議いただいた案件でございますが、申請者の都合により建築計画が中止となったため申請の取消願いが提出されたものでございます。補足ですが、現在保全管理がなされており今後、農地として利用が可能な状態であることを事務局にて確認済みであり、許可の取消は妥当であると判断いたしました。</p> <p>議案第25号の説明は以上でございます。ご審議をお願いします。</p> <p>議 長 ただいま事務局より説明のありました、議案第25号「農地法第5条第1項の規程による許可の取消申請承認について」、一括審議いたします。</p> <p>議 長 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>「質疑なし」</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。</p>
進 行 状 況			

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況	議案第26号 「農地法第5条第1項の 規定による許可後の計画 変更申請承認について」	議 長	次に、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可後の 計画変更申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	それでは、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可 後の計画変更申請承認について」、でございます。 こちらにつきましても、本日の総会で承認されますと、深谷市へ 進達を行い、深谷市で審査及び処理をしたのち、来月中旬頃を 目途に深谷市長名で許可となる見込みであります。
		事務局	こちらにつきましても、議案書上段に記載のとおり平成16年 5月に店舗敷地として、農地法5条の転用許可を得ましたが、 当初計画者の事情により、計画が凍結しておりましたが、議案書 下段のとおり、事業承継人2名から、住宅の建築及び資材置場と して利用したいとの申請でございます。農地法に關します事務 処理要領として、深谷市が定めました、農地調整関係事務処理 要領において、農地転用許可後の転用事業の促進措置として、 当初転用事業者に代わって当該許可にかかる土地について転用 を希望する者がある場合には、この行為を承認し、事業を継承さ せることができるとされておりますので、こちらの要領に基づき計画 変更承認を求めるものでございます。
			議案第26号の説明は以上でございます、ご審議をお願いします。
		議 長	ただいま事務局より説明のありました、議案第26号「農地法第5条 第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」、一括審 議いたします。
		議 長	この件に関し、質疑はございますか。
			「質疑なし」
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決 いたします。お諮りいたします。本件は、決することによろしい でしょうか。
			(委員より「異議なし」との声)
			「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
	議案第27号 「農地法第5条第1項の 規程による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請 承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認 について」でございます。 こちらの件につきましても、市街化区域外の農地の所有権移転 や賃貸借等、権利の移転や設定を伴います転用でございます。 こちらにつきましても、本日の総会で承認されますと、深谷市へ 進達を行い、深谷市で審査及び処理をしたのち、来月中旬頃を 目途に深谷市長名で許可となる見込みであります。 別添資料がございますので、合わせてご覧ください。
		事務局	整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、親と同居しているが、独立するため申請地を譲り受け 住宅を建築することで申請が上がっております。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議			<p>整理番号2番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人の法人は、リフォーム等の建築業を営んでおり、経営規模拡大のため申請地を譲り受け資材置き場にする事で申請が上がっております。</p> <p>整理番号3番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、親と同居しているが、独立するため申請地を譲り受け住宅を建築することで申請が上がっております。</p> <p>整理番号4番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、親と同居しているが、独立するため申請地を譲り受け住宅を建築することで申請が上がっております。</p> <p>整理番号5番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、親と同居しているが、独立するため申請地を譲り受け住宅を建築することで申請が上がっております。</p> <p>整理番号6番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、昭和36年ごろから住宅の一部として利用していたが、農地であるとの認識がなく、手続き未了であったため、改めて申請地を譲り受け申請を行いたいという申請が上がっております。</p> <p>整理番号7番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、畜産業を営んでおり、経営規模拡大のため申請地を譲り受け牛舎を建築することで申請が上がっております。</p> <p>整理番号8番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、地域に需要が見込まれるため申請地を譲り受け、建売住宅2棟を建築することで申請が上がっております。</p>
		事務局	議案第27号の説明は以上でございます、ご審議をお願いします。
進 行		議長	ただいま事務局より説明のありました、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」、一括審議いたします。
		議長	この件に関し、質疑はございますか。 「質疑なし」
状 況		議長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議長	「異議なし」のため本件は原案どおり決します。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	議案第28号 「農用地利用配分計画に 対する意見について」	議 長	次に、議案第28号「農用地利用配分計画に対する意見について」を議題とします。 担当課の説明を求めます。
		振興課	議案第28号「農用地利用配分計画に対する意見について」でございます。 本議案は、農地中間管理事業における農地貸借に関するものでございます。 農地中間管理事業における農地貸借につきましては、まず地権者と農地中間管理機構である埼玉県農林公社が利用権設定にて農地貸借を行います。この機構が借受ける際の利用権設定につきましては、先ほど議案第22号でご審議いただいた「農用地利用集積計画の決定について」の整理番号34番から36番がそれに該当いたします。 農地中間管理機構が農地を借受た後、借受けた農地を、借受希望の農業者へ配分いたします。その配分を定めたものが本議案の農用地利用配分計画でございます。 今回、付議させていただきました議案については、田谷・戸森地区を中心とした地区にて実施した農地中間管理事業に基づくものとなっております。 田谷・戸森を中心とした地区につきましては、深谷市道路河川課が大堀川の改修工事に伴い、大堀川に自動転倒堰を設置する工事を農地耕作条件改善事業により実施いたしました。 この農地耕作条件改善事業とは、農地中間管理事業を実施する土地において耕作条件を維持・向上させることを目的とした事業であり、用排水路の新設・改修や農地の均平作業、農地の畑地転換などを実施することができる事業となっております。 この改善事業にて堰を設置することから、この堰の受益水田を対象とし、農地中間管理事業を実施するものでございます。 今回、農地中間管理事業で配分する農地につきましては、議案書のとおり、田谷・戸森地区において、8筆9,000㎡を借受人3名に配分する計画でございます。
		振興課	議案第28号の説明は以上でございます、ご審議をお願いします。
		議 長	ここで、議案第28号「農用地利用配分計画に対する意見について」の議題の内、整理番号7番、8番につきましては、議席番号16番に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議席番号16番には暫時退室願います。 (各委員退室)
		議 長	それでは、整理番号7番、8番の件に関して審議いたします。この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声があるため、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声) 「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
		議 長	各委員の入室をお願いします。
		事務局	(各委員の入室)
		議 長	次に、ただいま審議いたしました以外の案件について、一括審議いたします。

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	この件に関して質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声) 「質疑なし」との声があるため、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
		議 長	以上を持ちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議を終了し、平成31年第4回定例総会を閉会といたします。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。